

休学・留学・復学・退学等をする学生の皆様へ

【日本学生支援機構奨学金】

休学・留学・復学・退学等、学籍に変更が生じる場合は、書面による手続きが必要です。**学生証**と**印鑑**を持参の上、奨学資金係（7番窓口）にお越してください。

※下記以外にも学籍に関わる変更があった場合は、奨学資金係まで必要手続きをご確認ください。

○ 休学

・休学期間中は休止になります。「異動届」をご提出ください。

○ 留学（休学して海外留学する場合を含む）

取り扱い	掲出書類
継続	「継続願」 （留学先の入学許可書（日本語訳添付））
休止	「異動届」

○ 復学

・奨学金の交付を復活します。「異動届」をご提出ください。

○ 退学

・奨学生としての資格を失います。「異動届」をご提出ください。

【民間団体の奨学金】

休学・留学・復学・退学等、学籍に変更が生じる場合は、ご自身で奨学財団へお申し出（相談）願います。

【授業料免除】

- ・申請期間が復学前になる場合がありますので、ご注意願います。
- ・免除申請を行い結果が出る前に休学する場合は、免除申請を辞退の上、授業料を納付する必要があります。

申請期間	前期分	2月中旬～4月上旬
	後期分	9月上旬～10月上旬

※ 申請期間・申請方法が変更になる場合があります。

事前に本研究科・学部 web をご確認ください。

本研究科・学部 web > 在学生の方 > 学生生活支援 > 授業料免除について

— 問い合わせ先 —

学生支援課奨学資金係（7番窓口）
電話 03-5454-6075・6076